

独立行政法人日本学生支援機構年度計画（平成23年度）

（序 文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づく、平成23年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 共通的事項

（1）透明性及び公平性の確保

- ① 奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図り、監査やコンプライアンスの推進等を通じてその適切性を確保する。
- ② 情報公開審査基準に基づき、情報公開を適切に実施する。情報公開制度及び個人情報保護について、役職員の意識向上を図るために、研修を充実する。

（2）広報・広聴の充実

- ① 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における広報計画を策定し、広報企画委員会を通して機構全体をあげて広報・広聴活動に取り組む。
- ② ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、利用者に対し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供するとともに、ホームページの年間アクセス数については、2,600万件以上を確保する。また、分かりやすいホームページを作るために、利用者の視点を十分考慮し、利便性向上を図る。
- ③ 幅広く国民や関係者の声を聴取するために、広聴モニターを活用するとともに、平成22年度に実施した機構及び機構の事業についての広聴の結果について公表を行う。

（3）学生支援に関する調査及び研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調

査、外国人留学生在籍状況調査等の学生支援に関する調査及び研究に取り組む。また、各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する。

2 奨学金貸与事業

(1) 奨学金貸与の的確な実施

18歳人口が減少していく一方で、進学率が上昇していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないように、将来的な奨学金貸与事業の規模や貸与基準などの国における今後の検討に資するため、奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ、学校の奨学金事務担当者向けのホームページの充実及び研修会の開催等により学校との連携強化を踏まえ、学生ニーズに適切に対応した奨学金貸与事業を行う。

① 適切な適格認定の実施

真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、必要最小限の貸与月額を選択するよう指導する仕組みを活用した奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。

(2) 返還金の回収強化

中期計画の達成に向けて、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を向上させることを目指し、新規返還者の回収率については95%を上回るよう努めつつ、以下の返還金の回収促進策を推進する。

また、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、外部有識者等で構成する委員会において返還促進方策の効果等を検証する。また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。

なお、中期計画に記載の総回収率の妥当性については、上記委員会においてその妥当性について検討する。

① 学校との連携強化

- ア. 平成22年度採用者から提出時期を採用時とした返還誓約書について、引き続きその提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学习期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図る。
- イ. 大学等の教職員に対して、奨学金の返還の重要性や返還金回収方

策を理解してもらうため、メールマガジン等の活用や業務連絡協議会、初任者研修会等の場において返還金回収方策についての広報・周知を図り、一層の協力を要請する。

ウ. 大学等の返還説明会においては、説明者用マニュアルを活用し、返還の重要性や返還中の諸手続きに係る指導の徹底を図る。また、機構職員の派遣については、適切な対象校を選定するための基準等に基づき実施する。

エ. 学校別内示数においては、延滞率の比重を高めた算定方法により適正な配分を行うとともに、延滞率の改善が進まない学校名の公表については、実施の内容等について文部科学省と協議の上、検討を行う。

② 返還金回収の促進

ア. 平成24年3月満期者についても引き続きリレー口座加入時期を12月末とし、リレー口座加入率については、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。

イ. 原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託し、回収業務を5ヶ月間実施した結果、延滞解消または法的処理等に移行しないものについては、引き続き回収業務を委託する。

ウ. 一部入金があった者等を除き、原則として延滞9ヶ月以上の者に対して法的処理を行う。また、中・長期延滞債権についても外部委託による回収を適切に活用しつつ計画的に法的処理を行う。

エ. 延滞者の実態調査については、引き続き有効回答率向上のための工夫を行うとともに、延滞事由などその結果について分析を行い、回収強化施策へ効果的に反映させる。

オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図る。

カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。

キ. 返還相談体制強化のために設置したコールセンターを適切に運営し、引き続き応答状況の改善を図り、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。

③ 大学等奨学金の延滞額の削減

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額について、平成23年度末までに半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、対前年度比15%以上削減するよう努める。

④ 機関保証制度の運用

- ア. 機関保証制度について、大学及び保証機関等と連携し、リーフレット等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る。
- イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求するよう、延滞者については、サービスの活用等の回収促進策により督促を強化するとともに、訪問督促、居住確認等を計画的に実施する。
- ウ. 機関保証制度加入者に係る債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の把握及び将来のリスク分析等を行い、引き続き、機関保証制度検証委員会において機関保証の妥当性を検証する。

⑤ 高等学校奨学金の回収強化

旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収に努める。

(3) 情報提供等の充実

① 情報提供の充実

奨学金の申込み、返還等に関する文書やホームページに掲載している質疑応答集、その他の奨学金情報については、わかりやすいものとなるよう努めるとともに、適切に更新することにより、情報提供の充実を図る。併せて大学等に対する説明会の充実により、大学等との連携強化を図る。奨学生等に対する利便性の向上を踏まえながら、奨学金業務システムの最適化を進める。

② 諸手続きの厳正化

返還猶予、法的処理等の事務に関するマニュアル等の整備・改善及び引き続き職員への周知徹底を図り、適正な業務実施に努める。

(4) 返還猶予・減額返還及び免除制度の適切な運用

- ① 経済的理由により奨学金の返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還猶予制度を適切に運用する。
- ② 優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、法令及び基準に基づき、業績優秀者免除認定委員会の意見を聴き、適切に運用する。

3 留学生支援事業

「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。

(1) 留学生の質の確保への留意

留学生の質を確保するため、学資金の支給及び学習奨励費の支給期間の延伸を行うに当たり、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用する。

(2) 外国人留学生に対する支援

国費外国人留学生制度、私費外国人留学生学習奨励費給付制度及び留学生交流支援制度（短期受入れ・ショートステイ）に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。また、私費外国人留学生学習奨励費給付制度の受給者のいる大学等を対象とした活用状況等を把握するための調査を実施し、成果検証を行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、私費留学生の経済的状況を把握するため私費外国人留学生生活実態調査を実施する。

グローバル化の取組を進める大学等に対し、私費留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生の学資金を優先的に配分する。

(3) 日本人留学生に対する支援

大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生を対象として、留学生交流支援制度（短期派遣・長期派遣・ショートビジット）を円滑に実施する。

(4) 外国人留学生に対する宿舍の支援

- ① 国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための低廉かつ安心できる宿舍を提供するとともに、設置する居室を有効利用するため、引き続き、大学等との連携・協力を推進する。なお、入居者の選考に当たっては、引き続き、来日1年以内の者を優先する。
- ② 国際交流会館等の管理運営に当たっては、入居者のニーズに適切に対応できるよう配慮して、受託者を選定する。また、国際交流会館等にレジデント・アシスタント及びカウンセラーを配置し、入居者のニーズに適切な対応を図り、きめ細かなサービスを提供する。
- ③ 地域住民等との連携・協力のもと、先導的な国際交流事業に参加する機会を提供する。また、国際交流会館等の会議室等附属施設利用について地方公共団体や大学等に広く周知し、業務に支障のない範囲で国際交流活動の場として提供し、中期計画の達成に向けて年間稼働率

の向上を図る。

- ④ 国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定。以下「制度及び組織の見直しの基本方針」という。）において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る。」とされたことを踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。

- ⑤ 私費外国人留学生学習奨励費給付制度等と連携しつつ、留学生借り上げ宿舎支援事業を実施し、低廉かつ安心できる宿舎確保を推進する。

また、支援対象の大学等の留学生宿舎の借り上げ状況等については、引き続き適切に把握し事業を実施する。

（5）日本留学試験の実施

- ① 試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検体制を強化するとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本留学試験の実施に努める。また、英語科目の導入について引き続き検討を進めるとともに、コンピュータ試験については、試行試験の結果を踏まえ検討する。

- ② 新たな海外における試験実施国・都市については、現地の日本留学需要及び試験実施体制を十分調査し、既存の実施国・都市の見直しも含めて、次年度の実施計画を検討する。また、引き続き日本語教育機関等への広報を充実させ、年間受験者数の拡大を図る。

さらに、大学等への広報を強化し、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進方策を実施する。

（6）日本語教育センターにおける教育の実施

- ① 日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践するため、新カリキュラムに基づき引き続き教材の開発等に取り組む。日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を実施し、その成果の普及を図る。また、外国人日本語教員に対する現職研修の場を提供するとともに、教材の

提供等を推進する。

- ② 私費外国人留学生の受入れ数を前年度以下にするとともに、特に高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。また、日本語教育部門については、教育・教材開発機能の充実のため、引き続き組織・運営体制の改善を図る。
- ③ 卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。
- ④ 留学生の日本の文化や社会に対する理解を促進するため、地域の小学校等の国際理解教育に関する授業への参加や課外クラブ活動の実施など、日本語教育センターの学生と小・中・高・大学生、社会人との交流を行う。また、ホームステイ等への参加を促進する。
- ⑤ 東京日本語教育センターの学生ホール等の施設について、本来の教育活動に支障のない範囲で地域団体等へ開放し、その有効活用を図る。

(7) 留学情報提供機能の強化

- ① 留学情報の収集・整理及び出版物の作成等を行う。また、ホームページの充実を図り、アクセス件数を平成20年度実績以上とする。なお、留学生交流及び留学情報提供に関する調査を実施・分析し、留学情報提供機能の強化のために活用する。

日本留学に係る情報提供については、日本留学ポータルサイトの広報に努め、情報発信機能の強化を図る。また、海外における日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開に協力する。大学等の留学交流担当者育成に寄与する人材養成の機会を設ける。

- ② 在外日本公館や教育機関等との連携の下、日本留学希望者のための日本留学フェア及び日本留学セミナーを実施するほか、海外において他機関が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供を行うことで、日本留学の促進を図る。また、在日外国公館や教育機関等との連携の下、海外留学希望者のための海外留学フェア及び海外留学説明会を実施し、海外留学の促進を図る。

(8) 外国人留学生等の交流推進

- ① 日本の大学と海外の大学が合同で実施するセミナーを共催し、支援を行う。
- ② 東京国際交流館において、外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解を図るため、我が国の大学等の協力のもと、国際シンポ

ジウム、講演会及び研究発表会を平成22年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ実施する。また、事業毎に参加者のニーズ等についてのアンケート調査を引き続き実施し、次年度以降の事業計画策定に反映させる。

- ③ 東京国際交流館プラザ平成会議施設の年間稼働率を平成20～22年度の3か年の実績平均値以上とする。また、年間稼働率のうち国際交流に係る催事の稼働率についても平成20～22年度の3か年の実績平均値以上とする。また、プラザ平成については、プラザ平成及び居住棟を一体的に売却することを含めた資産の有効活用方策について、平成22年度に行った大学等、関係機関との協議を踏まえ、その実施に向けて引き続き取り組む。

(9) 外国人留学生の就職支援

国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援に資するため、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供や就職フェアを関係機関等と連携して行う。

また、経済団体、外国人雇用サービスセンター等の関係機関との連携を推進する。

(10) 帰国外国人留学生に対するフォローアップ

帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施する。また、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、ビジネス・就職関係情報など様々な情報を提供する。

4 学生生活支援事業

(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実

大学等の教職員に対し、学生生活支援に関する下記の研修を、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携のうえ実施する。また、各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、参加者からのニーズを的確に吸い上げ、カリキュラム等事業内容の改善・見直しについて具体的な検討を行う。

さらに、平成24年度から実施する研修について有料化に向けた具体

的な検討を行う。

(i) 学生相談領域

- ・メンタルヘルス研究協議会（地区）
- ・学生相談インテーカーセミナー

(ii) 就職・キャリア支援領域

- ・就職・キャリア支援教職員研修会（基礎コース）
- ・就職・キャリア支援教職員研修会（専門コース）

(iii) 留学生修学支援領域

- ・留学生担当職員研修会

(iv) 障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域

- ・障害学生修学支援教職員研修会
- ・全国学生指導担当教職員研修会

なお、留学生修学支援領域は、平成23年度中に廃止する。

(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施

学生生活支援に関する情報の収集・提供を全国就職指導ガイダンスの開催等を通じて行う。

(3) 心身に障害のある者への支援

心身に障害のある者に関する、大学等における進学、在学、就職に関する現状、課題、支援に係るニーズの把握を行うための調査研究を進める。また、関係機関と連携した研究会やシンポジウムの開催、支援情報の提供など、障害学生修学支援事業を推進する。

5 その他の附帯業務

平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。

また、奨学金貸与業務に関する費用については、中期計画の達成に向け、奨学金貸与の業務執行に要する事務経費の削減、貸与金の回収率の向上による返還金の確保等に最大限努めることとし、奨学金貸与に係る費用について、事業規模の推移を踏まえた効率化を図る。

なお、平成23年度の人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等を踏まえ、引き続き平成17年度の人件費に比べて5%以上削減することとする。

また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図りつつ、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。

職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づいた給与改革を進める。

（2）外部委託等の推進

- ① 奨学金貸与業務においては、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書及び返還誓約書の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、返還金回収業務においては、初期延滞債権及び中・長期の延滞債権について計画的に外部委託を実施し、一部入金者等については、引き続き回収業務を外部委託する。
- ② 大阪第二国際交流会館及び兵庫国際交流会館の管理運営業務については、経費削減を図るため、市場化テストの活用による民間委託を実施し、実施状況を検証する。また、その他の全ての国際交流会館等の管理・運営業務において、一般競争入札に基づく民間委託を実施する。

（3）入札・契約の適正化

契約監視委員会による点検・見直しを踏まえ、平成22年度に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施する。新たに生じる契約についても、同計画を踏まえ、可能な限りより競争性の高い方法で契約を行う。

また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、随意契約の適正化を推進する。

（4）業務・システムの最適化

現行の奨学金貸与・返還情報個別管理システムと並行して運用し、そ

の検証結果を踏まえた上で、新たに開発した奨学金業務システムの運用を開始する。また、次世代システムのための業務フロー見直しに向けての調査・分析に着手する。

2 組織の効果的な機能発揮

(1) 政策企画委員会

理事長の下に置く外部有識者から構成される政策企画委員会を適時に開催し、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について助言を得る。

(2) 組織の見直し

業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、監事事務局を設置するとともに、管理職を含め組織の簡素化を図る。特に機構が実施する事業の見直しを踏まえて、管理部門と事業部門を併せた見直しを行う。また、地方の支部業務については、支部における事務事業の見直しを踏まえ、平成23年度中に支部の再配置を検討する。

(3) 業務改善の推進

組織の効果的な機能発揮を目的に、業務改善等について職員が積極的に提言できる仕組みを活用して、職員の意識の向上を図ることにより一層の業務改善の推進に努める。

3 内部統制・ガバナンスの強化

(1) 適切な評価の実施

自己評価を踏まえ、外部有識者による評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページ等において公表する。

(2) 監査の実施

業務の適正化に資するため、機構の行う業務及び会計について、監事による監査を受ける。また、新たに監事事務局を設置し、監事監査の機能強化を図るとともに、業務執行部内から独立した監査室により、効果的に内部監査を実施することで、引き続き機構における内部監査の機能強化を図る。

(3) コンプライアンスの推進

奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これら

に附帯する業務について、社会的信頼の維持及び業務の公平性の確保に資するため、コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、当該プログラムに基づきコンプライアンスの一層の推進を図る。

(4) 随意契約の見直し

契約監視委員会による点検・見直しを踏まえ、平成22年度に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施する。新たに生じる契約についても、同計画を踏まえ、可能な限りより競争性の高い方法で契約を行う。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、随意契約の適正化を推進する。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 収入の確保等

- ① 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。
- ② 国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保する。
- ③ 広報活動と連携しながら、寄附金の受入れに努め、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について引き続き検討を進める。
- ④ 奨学金貸与事業においては、財投機関債を1,700億円発行するとともに、民間金融機関からの借入による調達を実施し、自己調達資金の確保に努める。

(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

- ① 独立行政法人会計基準に基づく債務者区分に従い、適切な請求を行う。
- ② 貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。

(3) 予算

別紙のとおり

- (4) 収支計画
別紙のとおり
- (5) 資金計画
別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,400億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、53億円とする。

V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

国際交流会館等（13か所）については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力する。

国際交流会館等の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付することに向け、必要な手続きを行う。

VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画

職員宿舎（豊田、百合丘第2・第3、鳴子及び香里）の売却に向けて検討を図るため、不動産価格の調査に着手する。

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

経済合理性等を勘案しつつ、施設及び設備に関して都内事務所等の集約化を含めて検討し、引き続き必要な調査を行い、保有形態等の方向性について調整を図り、必要となる施設の整備を推進する。国際交流会館等については、その保全を適切に行う。

2 人事に関する計画

(1) 方針

人事基本計画に基づき、以下の措置を講ずる。

- ① 明確な採用基準の設定及び採用後のキャリアパスの整備に着手する。
- ② 業務に関し高度な専門性を有する人材の中途採用や任期付採用等を行う。
- ③ 常勤職員、非常勤職員等の業務分担を明確にし、適正な人員配置を行う。
- ④ 公正な人事評価と処遇への適切な反映を行うとともに、人事評価制度については、国家公務員で導入される新たな人事評価制度の状況に留意しつつ、それに合わせた見直しに着手する。
- ⑤ 効果的に業務を遂行する観点から、専門性向上に向けて、職員研修を体系的に実施する。
- ⑥ 男女共同参画の一層の推進に努める。
- ⑦ 職員の資質向上を図るため、国、国立大学法人及び民間等関係機関と引き続き人事交流を行う。

(2) 人事に係る指標

各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行い業務執行の効率化に努め、職員数の計画的な削減を図りつつ、円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図る。

3 中期目標の期間を超える債務負担なし

4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。

5 情報セキュリティ対策に係る計画

情報セキュリティ対策基準及び実施手順に基づく情報セキュリティ対策の向上を図る。

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画(案)

1. 予算

平成23年度 予算

区 分	金 額
収入	
借入金等	1,677,246
運営費交付金	15,755
高等学校等奨学金事業交付金	24,044
国庫補助金	8,941
育英資金返還免除等補助金	4,570
留学生交流支援制度補助金	4,372
施設整備費補助金	-
受託収入	350
貸付回収金	463,874
貸付金利息等	27,786
政府補給金	24,918
事業収入	1,801
雑収入	3,002
計	2,247,718
支出	
奨学金貸与事業費	1,078,114
一般管理費	2,627
うち、人件費(管理系)	1,201
物件費	1,426
業務経費	17,805
貸与事業を除く事業費	12,420
うち、人件費(事業系)	3,167
物件費	9,252
貸与事業業務経費	5,385
特殊経費	127
高等学校等奨学金事業移管業務費	24,044
借入金等償還	1,068,116
借入金等利息償還	52,487
施設整備費	-
留学生交流支援制度補助金経費	4,372
受託経費	350
計	2,248,042

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成23年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	133,914
業務経費	130,755
一般管理費	2,561
減価償却費	598
財務費用	1
臨時損失	-
収益の部	
經常収益	133,735
運営費交付金収益	15,211
施設費収益	-
自己収入	32,716
受託収入	333
補助金等収益	45,208
財源措置予定額収益	39,844
資産見返負債戻入	423
財務収益	226
臨時収益	-
純利益	46
目的積立金取崩額	-
総利益	46

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成23年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	3,811,583
奨学金貸与	1,078,328
人件費支出	4,527
短期借入金の返済による支出	1,757,944
長期借入金の返済による支出	873,149
支払利息	52,487
高等学校等奨学金事業移管による支出	24,044
その他の業務支出	21,104
投資活動による支出	544
財務活動による支出	221
次年度への繰越金	63,594
資金収入	
業務活動による収入	3,811,330
政府交付金による収入	24,044
運営費交付金による収入	15,755
政府補給金による収入	24,918
国庫補助金による収入	8,941
貸付回収金による収入	464,087
短期借入による収入	1,757,944
長期借入による収入	1,481,975
貸付金利息	26,235
その他の業務収入	7,098
受託収入	333
投資活動による収入	-
施設整備費による収入	-
その他の投資収入	-
財務活動による収入	-
前年度からの繰越金	64,611

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。